

ニューズレター

令和7年1月発行
第41号

Newsletter

20周年記念
特別号



公益社団法人
広島被害者支援
センター理事長

山本 一 隆

年頭のご挨拶

平素より、広島被害者支援センターの事業運営を支えていただいているボランティア活動員の皆様をはじめ、会員や役員ほか関係者の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年、石川県の能登半島では、家族そろって1年の安全を祈る元日に、大地震が襲い人々の平穏な時間を突然奪いました。また、9月には復興に向けて歩む被災地にさらに追い打ちをかけるように、大雨による浸水が大きな被害をもたらしました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、改めて安全で健やかな日々大切さを噛みしめる次第です。

さて、当センターは昨年設立20周年を迎え、記念行事等も無事執り行うことが出来ました。これもひとえに皆様の長年に亘るご助力のお蔭と存じます。

今後とも、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう」精一杯の支援に努めて参る所存です。多くの皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくご挨拶申し上げます。



公益
社団
法人

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
Victim Assistance Center of Hiroshima
広島被害者支援センター



〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5F TEL082-245-6667 / FAX082-245-6668

URL : <https://vac-hiroshima.org/>

広島被害者支援センター設立 20 周年に寄せて



祝 辞

全国被害者支援ネットワーク
理事長

椎橋 隆幸

公益社団法人広島被害者支援センターは、平成16年2月に任意団体として創立され、平成19年12月に犯罪被害者等早期援助団体の指定、さらに平成22年3月に公益社団法人の認定を受けられました。この間、電話相談、面接相談、直接的支援と呼ばれる警察署、検察庁、裁判所への付添い支援、また広報啓発活動等に尽力され、令和5年度には電話相談543件、面接相談37件、直接的支援830件を犯罪被害者等の方に提供されるまで充実されてこられました。このような活動の成果は、支援活動従事者を、被害者支援活動養成講座等の実施のもと、着実に養成されてこられた結果でもあります。さらに広報啓発活動として被害者支援講演会を実施されるとともに、犯罪被害者週間等には広報啓発のための街頭キャンペーンの実施等、時代に合わせた多様な取組を展開されてきております。また、財政基盤確立のため、広島県共同募金会が実施する「社会課題解決プロジェクト」に参加され、募金活動に意欲的に取り組み、全国の被害者支援センターのモデルとして活動されてきました。ここに創立20周年をお迎えになりましたこと、心から御祝い申し上げますとともに、犯罪被害者支援にかかわる諸活動を推進されてこられたことに、深く敬意を表する次第です。

貴センターは、地方公共団体、行政機関、警察、医療機関、民間団体、弁護士会、地域社会などの多くの関係機関との連携を深められ、広島県内においては、犯罪被害者等支援にかかわる特化条例の制定が23市町のうち、14市町において制定されており、制定を検討中の市町もあって伺っております。創立20周年にあたり、支援活動等の諸活動を一層充実・強化され、多様な犯罪被害者等の方の声に適切に応えられ、犯罪被害からの回復を益々図っていかれますことを願っております。

最後になりましたが、これまで全国被害者支援ネットワークの加盟団体として、特に中国・四国ブロックにおける被害者支援活動の中核的な拠点として活動を行ってくださったことに、深く感謝申し上げます。今後も日本の被害者支援活動の充実・発展に寄与されますことを祈念申し上げます。



祝 辞

広島県知事

湯崎 英彦

公益社団法人広島被害者支援センターが、設立20周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

貴センターにおかれましては、平成16年の設立以来、犯罪被害に遭われた方やその御家族に対する相談業務をはじめ、病院や裁判所への付添いなど、様々な被害の早期回復や軽減を図るとともに、被害者支援活動員の養成、被害者の現状と支援の必要性に係る広報啓発など、多岐にわたる活動を行ってこられました。

また、平成19年には、中四国地方では初めて、県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けられました。

これまでの皆様の多大なる御尽力に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

犯罪被害に遭われた方やその御家族が、安心して平穏な生活を営むことができるようになるためには、行政や関係機関・団体がより一層連携し、必要な時に必要な支援が途切れなく提供されるよう支援体制を充実・強化していくことが必要です。

県といたしましては、貴センターをはじめ、関係の皆様との連携を強化するとともに、広島県犯罪被害者等支援条例に基づく各種施策を着実に推進して参りますので、引き続き、御支援、御協力をお願いいたします。

貴センターにおかれましても、この記念すべき年を飛躍の年とされ、今後とも、被害に遭われた方へのきめ細かな支援を行っていただきますようお願い申し上げます。

終わりに、広島被害者支援センターのますますの御発展と、関係の皆様のお健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

広島被害者支援センター設立 20 周年に寄せて



祝 辞

広島市長
松 井 一 實

公益社団法人広島被害者支援センターの設立20周年を心からお喜び申し上げます。

貴支援センターは、平成16年の設立以来、犯罪被害者とその御家族に対する迅速できめ細かな支援活動や市民への意識啓発活動に積極的に取り組まれるなど、犯罪被害者等への支援に大きく貢献してこられました。山本理事長を始め、役員、会員及び支援活動員の皆様の御尽力に、深く敬意を表します。

さて、誰もが突如として犯罪被害者等となる可能性がある中、思いがけず犯罪に遭った被害者やその御家族は、犯罪そのものにより被害を受けるだけでなく、長期にわたり、様々な困難に直面することになります。こうした方々が、再び平穏な生活を営むことができるようにしていくためには、関係機関が緊密に連携して、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を途切れることなく提供するとともに、地域社会全体で支援の必要性等に関する理解を深め、より幅広い支援につなげていくことが重要であると考えています。

本市では、令和4年4月に、「広島市犯罪被害者等支援条例」を施行し、市民、事業者、関係機関等と相互に協力して、犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、権利利益の保護を図る施策を総合的に推進しているところです。

今後とも、豊富な支援経験を有する貴支援センターを始め、様々な関係機関等と連携しながら、犯罪被害者等への支援はもとより、市民が安心して生活できる犯罪の起こりにくい安全な地域社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人広島被害者支援センターの今後ますますの御発展と、関係者の皆様の御健勝と御多幸を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



祝 辞

広島県警察本部長
則 包 卓 嗣

公益社団法人広島被害者支援センターが設立20周年を迎えられましたことに対しまして、心からお祝い申し上げます。

貴センターにおかれましては、平成16年の設立以来、被害に遭われた方々やそのご家族等を支援する民間の団体として、電話や面接相談をはじめ、裁判所への付き添いなどの直接的支援、さらに広く県民を対象とした講演会の開催など、多岐にわたり、様々な活動を行ってこられました。

これまでの皆様の多大なる御尽力に対しまして、敬意と感謝の意を表する次第でございます。

犯罪被害に遭われた方々やそのご家族等への支援については、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、被害の原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害に遭われたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けられるように講じる必要があります。このため、広島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、警察を始めとする関係機関・団体との支援を繋ぐ役割を担っておられる貴センターの活動は、今後、ますます重要になるものと思われまます。

県警察といたしましては、県民の安全・安心を確保するための諸対策を推進しているところ、20年前と比べ、県内の刑法犯認知件数や交通事故の発生件数は大きく減少しましたが、凶悪事件や重大な交通事故は依然として発生しております。引き続き、関係機関や団体等と緊密な連携を図りながら、犯罪等の抑止に向けた各種取組を進めて参ります。

終わりに、広島被害者支援センターのますますの御発展と、関係の皆様の御健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

設立 20 周年記念行事

令和6年11月26日（火）に、広島YMCA国際文化センターにおいて、公益社団法人広島被害者支援センター設立20周年記念行事を開催しました。

式典前に、当センターが20周年を記念して製作したビデオ及び犯罪被害者週間に対する石破茂総理大臣のビデオメッセージを視聴していただきました。



「設立20周年記念行事」開会挨拶

本日は、広島被害者支援センターの設立20周年記念行事にあたり、来賓の方々をはじめ、かくも大勢の皆様にご来臨賜り、誠にありがとうございます。

当センターが2004年2月に広島市内で産声をあげて以来、紆余曲折はありましたが、おかげさまで二十歳の“成人式”を迎えることができました。誠に喜ばしい限りであります。

そこで、『初心忘るべからず』と申しますが、改めて設立趣意書を読み返してみますと、「被害を受けた直後の被害者等は、混乱やショック状態にあつて、自ら進んで誰かの援助を求めることすらできないことが多く、そうした場合、第三者など社会全体での積極的な援助が必要」であり、「特に民間ベースでのきめ細かな援助は、被害者等の孤立感を和らげる働きもあり、その後の中長期的な援助活動においても最も望まれている活動です」としています。

さらに、国民一人ひとりが「被害者等の心理や状態を理解し」「被害者等の人格に対する敬意と互助の精神をもって接することが求められている」ことから、「私たちは、被害者等が安心して援助を受けることができる民間団体を設立し、その活動を通じて被害者等へのきめ細かな援助を提供していこうとするものです」と高らかに謳いあげています。

本日は、20年の節目を記念して、このような当初の理念を思い起こし、犯罪被害者とその家族への「途切れのない支援」について、改めてご一緒に考える貴重な機会になれば幸いです。

最後に、私事で恐縮ですが、本日東京にて、旭日双光章を受章する運びとなり、欠席致すこととなりました。この栄誉は、当センターの設立、運営に20年間携わらせて頂いたことに対するものですが、ひとえに当センターの活動を支え続けてこられたボランティア活動員や会員・役員ほか、関係者の方々のお力添えの賜物であり、皆様の長年のご労苦と実績が高く評価されたものと承知しております。また、事業運営に多大なる貢献を果たされつつも、志半ばで逝去された方々を思い起こすと万感胸に迫ります。

この場をお借りしまして、当センターに関わられたすべての皆様に衷心より感謝を申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人広島被害者支援センター理事長 山本 一隆

◆ 第 1 部 ◆

式典

当センター山本理事長が不在のため長井貴義副理事長のあいさつ（理事長の代読）の後、広島県知事代理の玉井優子副知事（湯崎県知事の代読）、広島市長代理の中井幹晴副市長（松井市長の代読）、則包卓嗣広島県警察本部長の祝辞をいただきました。

また、西野泰代広島県公安委員長、大植伸広島弁護士会会長、芥川宏日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス）所長ほか多数の来賓の方々が出席されました。



当センター長井副理事長



広島県玉井副知事



広島市中井副市長



広島県警察則包本部長

表彰式

・表彰状贈呈

長年にわたり被害者支援活動に功労のあった方々へ表彰状を贈呈しました。

【広島県警察本部長及び当センター理事長の連名表彰】

三芳 知子 様（犯罪被害相談員）

大上 恵子 様（犯罪被害相談員）

川越 則子 様（犯罪被害相談員）

の3名に、則包本部長より表彰状が授与されました。



左から三芳様、大上様、川越様

・感謝状贈呈

永年にわたり財政支援をいただいている法人へ感謝状を贈呈しました。

【当センター理事長の感謝状】

株式会社プロバホールディングス 様

(代表取締役CEO 平本直樹)

後藤建設株式会社 様 (代表取締役 後藤直親)

の2社に、長井副理事長より感謝状が授与されました。



左から平本様、後藤様

◆ 第 2 部 ◆

第2部では、被害者支援都民センター理事長飛鳥井望氏に「より良い被害者支援に向けて」というテーマで基調講演を行っていただき、そのあと飛鳥井氏を交えて、広島被害者支援センターの長井貴義・内野悌司両副理事長及び広島県警察本部警務部警察相談安全課長兼被害者支援室長の小出未敬三氏により「被害者支援の現状と今後の在り方を考える」をテーマにパネルディスカッションを行いました。

基調講演

〔演題〕 「よりよい被害者支援に向けて」


〔講師〕 飛鳥井 望 氏 (精神科医、被害者支援都民センター理事長)

飛鳥井氏は、まず、被害者支援の歴史をふり返り、1966年に横浜市鶴見で起こった通り魔殺人事件の遺族による被害者救済制度の立ち上げ運動をはじめ、1980年の犯罪被害者等給付金支給法、2000年の犯罪被害者保護二法など諸法令の整備、被害者支援センターの全国的



な組織化や犯罪被害者等早期援助団体の指定、2005年からの犯罪被害者等基本計画などの推移をとりあげた後、精神科医として携わってこられたご自身の経験や事例を交えながら、被害者支援の進展とバトンを次世代につなぐことの重要性等についてご講演されました。（以下要点抜粋）

- ・「犯罪被害者等早期援助団体」について、これができるまでは、被害者支援センターは当事者の方から連絡が来るのをただ待つしかなかったが、警察からの情報提供によって支援センターの側から早期に支援行動ができるようになった。
- ・第1次～第3次基本計画の中で、犯罪被害者等給付金制度の拡充、損害賠償制度の創設、刑事手続での被害者参加制度の創設と充実、カウンセリング費用の公費負担の整備、地方公共団体における総合的相談窓口の設置、全都道府県へのワンストップ支援センターの設置が行われ、日本の被害者支援の骨格・仕組みができ上がった。
- ・第4次計画では、279の施策項目が設定されており、そのポイントは4つ。第1に、自治体の総合的相談窓口人公認心理師、臨床心理士、社会福祉士など、精神保健・福祉等の専門職を配置し活用すること。第2に、性犯罪や子どもへの虐待など被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援。第3に、被害者の心情などを聴取し加害者に伝達するという加害者処遇における被害者への配慮の充実。第4に、多数死傷者事案における被害者支援連絡協議会による連携や性的マイノリティや障害者等のさまざまな犯罪被害者等に配慮した多様な支援である。また、インターネット上の誹謗中傷というような新しいタイプの被害へも対応が必要である。
- ・都民センターは、2000年に設立、2008年には東京都の総合相談窓口が設置をされ、犯罪被害相談員が20名でそのうち心理師が7名。その他に相談員の中で公認心理師の資格を持っている者が5名で、合わせて公認心理師の資格を持っている人が12名、社会福祉士が3名いる。ほぼ年間7,000件ぐらいの支援実績があり、電話相談等が5,140件、面接相談が1,134件、それから直接的な支援、公判付き添いなどの直接支援が882件で、罪種別では性被害が一番多く、4割近くが性被害である。
- ・加害者処遇における被害者への配慮の充実では、刑の執行段階における被害者等の心情等聴取・伝達制度が動き出していて、具体的には、少年院や刑務所に収容された加害者に対して、矯正施設の職員が被害者からの心情・気持ちを伺ってそれを伝えるというような制度だが、これを充実させるためには、被害者の方にとってきちんと自分の気持ちを汲み取ってもらえたと感じられるか、また加害者に伝えるタイミングの回り方という2つの課題がある。
- ・アンメットニーズ、つまり、人々が抱える問題のうち、未解決の課題や未開拓の領域という未だ解決されていないニーズへ対応するスキルの向上もより良い被害者支援に向けて重要である。都民センターでは、心理職によりPTSDや関連症状に対する精神的ケアを行えるようになったこと、また、コ



コロナ期間に来所相談が減った際にZoomを利用した経験から、最初は来所相談で直接会った後は外出するのがつらいという方や地方へ移った方には、Zoomでのカウンセリングを継続できるようになった。

- ・子どもの被害に対しては子ども向け心理教育や保護者向けのガイダンス及びセルフケア、子どものトラウマの心理療法のためのリーフレットの作成、子ども用のカウンセリング室を用意したりした。
- ・令和5年6月の犯罪被害者等施策推進会議で決定された5つの取り組みを紹介。1つ目は、犯罪被害者等給付金の支給で、最低額の一律引上げと加算の新設。2つ目は、法テラスの契約弁護士が早い段階から継続支援できる犯罪被害者等支援弁護士制度の創設。3つ目は、警察庁「犯罪被害者等施策推進課」の新設による国の司令塔機能の強化。4つ目は、ワンストップサービス（多機関・機関内）の実現など地方における途切れない支援の提供体制の強化。5つ目は、心的外傷に起因する症状を有する者に対する心理支援加算の新設等犯罪被害者等のための制度の拡充等。

最後のまとめとして―

いろいろな制度ができて人が配置されたときに、その人たちがその地域の中でそれぞれつながりを持って動けるかどうか、どうやって連携（人と人との顔の見える繋がり）して制度を活かすのかが大きなポイント。また、地域のアンメットニーズは何か、それを解決するにはどのようなスキルを向上させる必要があるかを考えること。そして、よりよい被害者支援に向けて、「バトンをつなぐ」ということが重要で、一人一人の力は小さいかもしれないが、前任者からのバトンを受け継いで一歩でも二歩でも前へ進めて、また次の人に引き継ぐということの連続であり、被害者支援はこの繰り返しだと思う。

パネルディスカッション

〔演題〕 「被害者支援の現状と今後の在り方を考える」

〔パネリスト〕 飛鳥井 望 氏（精神科医、被害者支援都民センター理事長）

長井 貴義 氏（弁護士、広島被害者支援センター副理事長）

内野 悌司 氏（広島修道大学健康科学部教授、広島被害者支援センター副理事長）

小出未敬三 氏（広島県警察本部警務部警察安全相談課長兼被害者支援室長）

〔コーディネーター〕 田中 泉 氏（広島経済大学教養教育部教授、広島被害者支援センター理事）

「被害者支援の現状と今後の在り方を考える」をテーマに、広島被害者支援センターがどのように活動してきたか、今後どういう方向で被害者支援を進めたらよいかということ、3名のパネリストがそ

それぞれの専門的立場から報告した後、都民センターで活動されてきた飛鳥井望氏に適宜質問やアドバイスをいただくという形で進められました。



長井氏の報告（弁護士の立場から）


「弁護士になる前の司法試験の段階から犯罪被害者支援には関心があったが、1999年に弁護士になったばかりのところへ先輩弁護士から話があり、被害者支援センターの設立検討委員会のメンバーとして参加した。以来、被害者支援制度ができあがる中で弁護士活動をしてきた。センターでは、支援活動員の新規採用に向けた養成講座や毎月の継続研修において、法律面の講師をしている。また、採用研修委員会の委員長として既存の支援活動員の皆さんとの面接等を行っている。今後は、弁護士会の犯罪被害者支援委員会の若手の弁護士の協力を得て、被害者を弁護士へ連携するということをもっとうまく発展させることを目指している。」

内野氏の報告（臨床心理士の立場から）

「被害者支援センターは、設立以来電話相談や面接相談をはじめ、被害者及びその家族からの依頼に応じて、裁判の付き添いや代理傍聴、そのほか関係機関との連絡調整、情報提供などの直接支援まで幅広く行っているが、自分は臨床心理士の立場から、支援活動員や相談員の養成とともに、支援活動についての振り返りや困難な事案についての助言などを月に1回行っている。現在のセンターの礎は、設立段階からの警察をはじめ関係者一人一人の努力の賜物であり、相互信頼に基づく連携が図られている。当センターの直接支援は、被害直後から、警察による捜査段階、そして検察による起訴、刑事裁判事件における公判での付き添い支援や代理傍聴、さらにその後の被害回復の過程まで、場合によっては十数年もの長期にわたる支援を行うことが特色といえる。」

小出末氏の報告（警察の立場から）

「広島県警察における犯罪被害者等への支援体制として、警察本部の警察安全相談課に被害者支援室を設置、警察官や被害者支援カウンセラーを配置し、被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族への危機介入にあたっている。また、被害者支援員としての研修を受けた警察官を県内の各警察署に配置し、被害直後からの支援にあたっている。犯罪被害に遭われた方々のニーズは、生活支援や福祉面、公判に関する対応など非常に多岐にわたるが、一つの機関や団体による取り組みで対処するのは困難であり、



ニーズに応じた支援を提供するためには、関係機関や団体が日頃から円滑に連携、協力できる関係を作り、事案やニーズに応じられるように備えておくことが必要となる。当県警察では、平成8年10月、全国に先駆けて被害者支援連絡協議会を設立し、関係機関や団体の連携を強化することにより、被害者支援に関する対応能力の向上を推進している。」

飛鳥井氏から長井氏への質問

「いわゆる精通弁護士の方、本当に顔の見えるつながりがあって被害者に詳しい方が被害者の代理人になっていただくと安心するが、弁護士会の中で、こうした精通弁護士の方が持つておられるようなノウハウをどうやって一般の弁護士の方にも広げていくような工夫をされているか。」

長井氏の回答

「弁護士会の犯罪被害者支援委員会では、毎年のように犯罪被害者支援の研修を開催して被害者支援について知ってもらう研修は行っているが、そこに人が集まってくれるかが課題。」

飛鳥井氏の意見

「やはり地道に研修などの普及啓発を弁護士会のほうでしていただくより仕方がないかなと思うが、もう一つ、事案を通じて学ぶということは確かにある。」

飛鳥井氏から内野氏への質問

「被害者支援のことを理解して適切な被害者カウンセリングや精神的な治療をしていただける方はまだ一握りだが、一般の精神科医あるいは公認心理師の方にこの被害者支援を理解していただくためにどのような取り組みがこれから必要になるか。」

内野氏の回答

「臨床心理士会の中で、被害者支援ということで講師を呼んで勉強会をしたりするが、被害者支援センターの理事として参加して発言の機会を得て、関心ある人とかこれから連携できたりする人をもっと見つけたいと思っている。やはりニーズが高いのは性被害なので、女性の精神科医の方にご協力いただきたいので、ぜひ見つけて連携していければと思っている。」

飛鳥井氏の意見

「精神援助のニーズは必ずあって、多くの場合アンメットニーズになっているが、それを理解している専門職がないという問題と、被害者の方あるいはご遺族の方自身が自分にはそのようなニーズがあるということに気がついていない場合も多い。ですから、センターに相談してみたらなど、周りの人がちょっと声をかけていただくことがとても大事かと思う。」

飛鳥井氏から小出未氏への質問

「最初に出会った警察官がどういったような対応をするかによって、その後の被害者の思いもだいぶ変わっていくが、被害者支援室で現場の警察官に対する被害者支援マインドを醸成していくような工夫や取り組みがあれば、ぜひ教えてほしい。」

小出未氏の回答

「被害者対応の経験を積むことで被害者支援の意識も醸成されるが、個々の警察官あるいは捜査員の腑に落ちていかなければ、更なる意識付けに繋がらないと思われる。このため、警察学校の初任科教育で被害者支援の施策について学んだ後、現場での支援等を経験するなどし、更に、犯罪被害に遭われた方やそのご家族からお話を伺う研修も行っている。」

飛鳥井氏の意見

「被害者支援室のほうでも、現場の所轄の警察の捜査官と支援室のスタッフが一緒に関わることもたくさんあると思うが、そのときに以心伝心で被害者支援を伝えていくような地道な日常活動の中での広がりということが続けていくことが大きいと思う。」

最後に、コーディネーターの田中氏から、「いずれにしても、飛鳥井先生の言われた『バトンをつなぐ』という言葉のとおり、今活躍している弁護士の方、臨床心理士の方、警察官の方たちと連携し、次の世代のそういった被害者支援マインドをもった人たちを育てるということが一番大事だと受け取った」との発言で締めくくられました。

◆ 第 3 部 ◆

演奏会

広島県警察音楽隊「ザ・メイプルウインズ」による演奏会が行われ、心に残る演奏をしていただきました。最後は参加者からアンコールの声が上がり、アンコールにも応じていただき、大変盛り上がりました。

また、音楽隊の演奏に先立って、当センター温泉川梅代理事と音楽隊のコラボで「ケ・サラ」をサブライズで披露していただきました。



来場者の声

- ・ 基調講演、パネルディスカッションとも内容が詰まっていたととてもよかった
- ・ 飛鳥井先生の話はわかりやすく非常によかった
- ・ 飛鳥井先生の話で20年の歩みを今新たに思い起すとともに被害者支援制度の歴史を再認識した
- ・ 犯罪被害に遭った被害者を支援する大切さを知った
- ・ 講演、パネルディスカッションとも分かり易い説明で内容がよくわかった 警察音楽隊もさすがです
- ・ 各講師の話も現場の話でよかった 支援したいと思う
- ・ 制度を活かすには連携・人と人の繋がりが必要であること、対面での顔と顔との繋がりが大切であることを理解した
- ・ パネルディスカッションは様々な立場からの意見が聞けて参考になった 飛鳥井先生のフォロー、指摘、助言は的確だと思った
- ・ 温泉川先生の「ケ・サラ」の歌を聴くと被害者支援のこれまでの苦難の道程と重なり何か感慨深いものがあつた

等その他、多数のご意見をいただきました。ありがとうございました。

学生ボランティアの皆さんが手伝ってくれました

記念行事の会場準備や案内、募金コーナー等、皆さんテキパキと動いて下さいました。とても助かりました。ありがとうございました。今後も、若い人たちに犯罪被害者支援について関心を持ってもらえることを期待しています。

また、講演会会場で募金活動を行いました。多くの方が協力して下さい、たくさんの募金が集まりました。大切にさせていただきます。ありがとうございました。

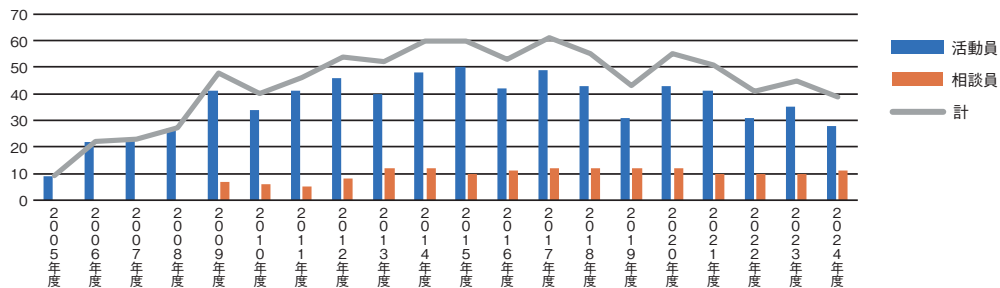
募金をしていただいた方には、ボランティアで作っていただいた、かわいい手作りグッズをお渡ししました。



これまでの支援活動状況の推移

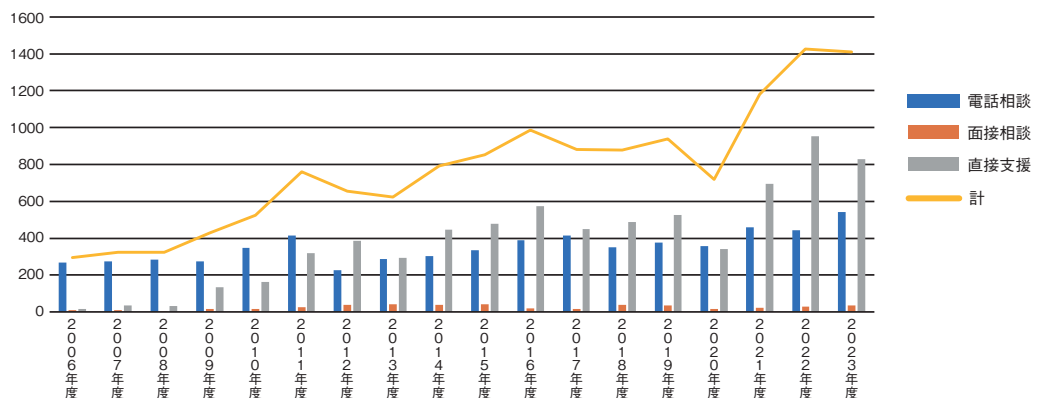
支援活動員の推移

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	計
活動員	9	22	23	27	41	34	41	46	40	48	50	42	49	43	31	43	41	31	35	28	724
相談員	0	0	0	0	7	6	5	8	12	12	10	11	12	12	12	12	10	10	10	11	160
計	9	22	23	27	48	40	46	54	52	60	60	53	61	55	43	55	51	41	45	39	800



支援活動の推移

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	計
電話相談	218	268	276	284	276	347	414	228	287	305	334	390	414	350	378	358	461	445	543	6576
面接相談	11	12	11	5	18	16	27	40	43	40	43	21	17	39	36	17	24	29	37	486
直接支援	18	17	37	34	136	163	320	386	294	446	477	574	449	489	526	343	695	953	830	7187
計	247	297	324	323	430	526	761	654	624	791	854	985	880	878	940	718	1180	1427	1410	12839



山本理事長が旭日双光章を受章

令和6年11月26日（火）に警察庁長官から伝達され、その後、皇居春秋の間および豊明殿にて天皇陛下に拝謁されました。

山本一隆理事長は、当センター設立当初から現在まで、20年余の長きにわたり理事長として、事業運営のため献身的な活動をされ、犯罪被害者支援分野において、指導的・中心的役割を担ってこられました。

理事長は「これまで当センター運営に携わってこられた方や、現在携わっておられる方の受章を私が代表して拝受したもので、これからも当センターのため尽力したい」と話されていました。

受章、おめでとうございます。



街頭キャンペーンの実施

11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に合わせて、街頭キャンペーンを、11月25日（月）午前7時30分から広島駅南北自由通路において行いました。広島県、広島県警、広島市をはじめ広島県被害者支援連絡協議会の6団体、学生ボランティアの皆さんのお手伝いもあり、総勢約50名で、通勤・通学の皆さんに啓発用リーフレット等1,500部を配布し、被害者支援への理解と協力を求めました。

キャンペーンには、広島県警のマスコットである「メイブル君」も参加してくれました。



令和6年度（4～12月）の支援活動状況

支援活動月別件数 ▼

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
電話相談開設日数	25	24	25	26	20	22	24	23	22	211
電話相談件数	37	58	61	56	34	40	35	72	40	433
面接相談件数	3	3	4	3	1	3	1	3	0	21
直接的支援件数	46	63	58	71	28	52	74	59	64	515
弁護士相談件数	1	2	5	3	0	2	0	2	4	19
臨床心理士相談件数	0	1	0	0	1	1	0	1	0	4

電話相談内容分類 ▶

殺人	5
暴行傷害	13
性的被害	60
DV	3
虐待	0
ストーカー	10
交通被害・事故	44
消費者問題	5
財産的被害	49
その他	199
問い合わせ	45
計	433

「昼のコンサート」で広報活動

9月13日（金）、県庁前「県庁の森」で行われた広島県警察音楽隊によるミニ演奏会「昼のコンサート」に出向き、演奏を聴きに集まった人々に当センターのチラシを配布して、設立20周年行事等の広報を行いました。



共同募金「社会課題解決プロジェクト」への参加

犯罪被害者への支援活動は、ますます重要性を高めています。活動を支える経費は、企業・団体・個人の会費や寄付によるところが大きく、安定した財源確保は、当センターの大きな課題でもあります。

その財源確保の一助として、平成23年度から実施している、共同募金会と連携した募金活動「社会課題解決プロジェクト」に今年も参加いたします。

この活動には、社会課題の解決のために支援活動を行っている、社会福祉法人・公益社団法人・NPO法人などの非営利活動団体が参加しています。

募金の期間は、令和7年1月1日～3月31日までの3ヶ月間です。

募金活動にご協力いただいた支援金は、犯罪や事故等の被害に遭われた方や、ご家族・ご遺族の支援活動に活用する資金となります。

被害者等を県民皆で支えて行く共助の気運を作るためにも、ご協力をよろしくお願いいたします。

後藤建設株式会社「信和会」様より寄付をいただきました

例年、当センターの支援活動に対し深いご理解とご賛同をくださっております後藤建設株式会社（広島市南区）「信和会」様から、11月23日（土）に行われたチャリティーゴルフでの募金を寄付していただきました。

心より感謝申し上げますと共に、拝受いたしましたご厚志につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。

バス・電車及び病院等での広報活動の実施

犯罪被害者週間に合わせてポスターを新しく作成し、自治体やバス協会・トラック協会をはじめ交通事業者及び総合病院等のご協力をいただき、公共施設や県内運行中のバス・電車内にポスターを掲示する広報活動を実施しました。

<ポスター掲示にご協力をいただいた交通事業者・総合病院等> 広島電鉄株式会社（広島市）、広島バス株式会社（広島市）、広島交通株式会社（広島市）、芸陽バス株式会社（東広島市）、株式会社中国バス（福山市）、鞆鉄道株式会社（福山市）、備北交通株式会社（庄原市）、本四バス開発株式会社（尾道市）、中国ジェイアールバス株式会社（広島市）、おのみちバス株式会社（尾道市）、エイチ・ディー西広島株式会社（広島市）、宝塚タクシーグループ（広島市）、県立広島病院（広島市）、広島大学病院（広島市）、広島市民病院（広島市）、国立病院機構呉医療センター（呉市）、JA 広島総合病院（廿日市市）、広島赤十字・原爆病院（広島市）、浜脇整形外科病院（広島市）、株式会社広島バスセンター（広島市）、JR 広島駅（広島市）<順不同>

令和6年度上半期中四国ブロック 「事務局長会議」及び同「質の向上研修会」開催

令和6年度上半期中四国ブロック「事務局長会議」及び同「質の向上研修会」は当センターの担当で、9月6日（金）に当センター会議室で事務局長会議、翌7日（土）8日（日）に広島市南区松原町エールエールA館内RCC文化センターで研修会を開催しました。

事務局長会議では、全国被害者支援ネットワーク奥山専務理事や中四国ブロック長の被害者支援センターえひめ稲葉専務理事ほか中四国9県の支援センター事務局長が一同に介し、小出未広広島県警察警務部警察安全相談課兼被害者支援室長の講話に引き続き、組織運営の現状や今後に向けての意見交換ができました。



質の向上研修会では、当センターの長井副理事長及び兒玉理事が専門家講師として研修を行ったほか、NNVS認定コーディネーターによる事例研究等もあり参加者全員真剣に取り組んでいただきました。

株式会社サードプレイス様、日本マクドナルド株式会社様より寄付をいただきました

株式会社サードプレイス様・日本マクドナルド株式会社様から、交通安全イベントのくじ付き募金から多額の寄付を賜りましたので12月6日（金）マクドナルド福山蔵王店において事務局長から感謝状を贈呈し謝意を表明しました。

拝受いたしましたご厚志につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。



編集後記

設立10周年の際は過去10年間の当センター活動を振り返る冊子を刊行しましたが、この度はその費用を節約し、「被害者

支援の現状と今後の在り方を考える」というパネルディスカッションの題目の通り、過去よりも将来を展望するという意味を込めて「20周年記念特別号」として編集しました。

広島東洋カープの小園選手より寄付をいただきました

一昨年末、小園選手が当センターを訪問され、当センターの活動に賛同し、自身の安打数に応じて寄付をいただく運びになっていました。

今季、小園選手は自己最多の151安打でシーズンを終了されました。

11月27日（水）に当センターで事務局長が寄付を受領し、感謝状を贈呈して謝意を表明しました。

小園選手は「少しでも力になればうれしい。来季はより活躍して寄付金の額を増やしたい」と話されました。

拝受いたしましたご厚志につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。



（賛）広島被害者支援センターをサポートくださる 賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートしてくださる会員を募集しています。

1 賛助会員とは センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。

2 賛助会員の種類と会費 賛助会員(年会費)は、
個人会員 1口 2,000円
法人・団体会員 1口 10,000円
口数に制限はありません。
その他、寄付も随時受け付けています。

3 振込み先 **銀行をご利用の方**
広島銀行県庁支店 口座番号(普通)3007871
加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
理事長 山本 一隆
郵便局をご利用の方
口座番号 01310-6-57119
加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター

4 入会していただく 年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。